○総務省令第六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣　原口　一博

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報」を「電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報」に改め、第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）

第七条の二　電気通信事業者は、電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

様式第二十六の次に次の一様式を加える。

様式第26の2（第7条の2関係）

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年　月　日

事業者名

災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日	
災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲	
災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法	

注1　「災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

2　「災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的な取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的な取扱いに関する機能について記載すること。

3　報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十七中「様式第27（第7条の2関係）」を「様式第27（第7条の3関係）」に、「第7条の2第1項第3号」を「第7条の3第1項第3号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第　　号）の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

総務大臣　原口　一博

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「技術基準適合確認」を「事業用電気通信設備の自己確認」に改め、同表七の項及び八の項を次のように改める。

7　第9条第1項第3号に規定するもの	1　電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2　法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。 3　緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。
8　第9条第1項第4号に規定するもの	1　電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2　法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。 3　緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

別表第二の十一の項中「技術基準適合確認」を「事業用電気通信設備の自己確認」に改め、同表注4中「技術基準適合確認」を「事業用電気通信設備の自己確認」に改める。

別表第三の一の項及び二の項中「技術基準適合確認」を「事業用電気通信設備の自己確認」に改める。

別表第四中⑮の項を⑰の項とし、⑧の項から⑭の項まで及び⑨の項から⑯の項までとし、⑦の項の次に次のように加える。

⑧　7の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
⑨　8の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信番号規則（以下「新番号規則」という。）の規定により指定されたものとみなす。

3　前項の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、前項の期間内に新番号規則別表第二の七の項要件欄中三又は八の項要件欄中三に掲げる要件を確認できる事項を記載した書類を総務大臣に提出したときは、当該電気通信番号は、新番号規則の規定により指定されたものとみなす。